

前橋市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年6月23日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	長	岡	敏	夫
同	須	賀	博	史
同	新	井	美	咲子

内 監

令和5年6月23日

前 橋 市 長 山 本 龍 様

前橋市議会議長 阿部 忠幸 様

前橋市監査委員

根 岸 隆 夫

同

長 岡 敏 夫

同

須 賀 博 史

同

新 井 美咲子

公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

## 公の施設の指定管理者監査結果報告書

### 1 監査基準への準拠

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号）に準拠し実施しました。

### 2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）の公の施設管理に係る出納その他の事務の執行について行う監査

### 3 監査の対象

#### (1) 対象団体

公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）のうち、下記の団体を抽出し、関係する所管課と併せて監査しました。

社会福祉法人前橋市社会福祉協議会（所管課：長寿包括ケア課）

セントラルグループ共同企業体（所管課：産業政策課）

#### (2) 対象年度

令和4年度における公の施設管理に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて令和5年度も対象としました。

### 4 監査の着眼点

監査に当たっては、リスクアプローチの手法により、リスクを評価した上で、次に掲げる項目に主眼を置き実施しました。

#### (団体関係)

- ・施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・利用料金等が適正に収納されているか。
- ・施設の利用促進のための努力はなされているか。
- ・公の施設管理に係る収支と他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ・公の施設管理に係る収支会計経理及び出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・施設の安全管理及び衛生管理は良好か。また、施設の管理マニュアルや緊急時の対応マニュアルはあるか。
- ・協定等に基づく個人情報保護を遵守しているか。

#### (所管課関係)

- ・指定管理者の指定手続は、適正・公正に行われているか。
- ・協定書の締結は適正に行われているか。また、協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ・事業報告書等により業務の実施状況及び施設の管理状況を把握し、必要な指示を適切に行っているか。

## 5 監査の実施内容

公の施設の管理に関する資料等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、各団体から概要聴取を行い、関係書類等を抽出により調査するとともに、団体関係者及び市所管課職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施しました。

また、監査対象団体が管理を行っている市有施設が適切に管理されているかを確認するため、実地監査も行いました。

## 6 監査期間

令和5年5月8日から同年6月23日まで

## 7 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、次に記載のとおり改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各団体及び各市所管課に対して改善等を指導しました。

### (1) 公の施設の指定管理者：社会福祉法人前橋市社会福祉協議会（指摘事項1件）

#### ア 契約事務について（指摘事項）

##### (ア) 契約書について

各老人福祉センター及びみやぎふれあいの郷の産業廃棄物処理等の業務において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号で規定する契約書に記載すべき事項である、委託する産業廃棄物の種類及び数量、産業廃棄物の運搬の最終目的地の所在地等の記載がないものがあった。また、ひろせ老人福祉センターでは、同号で規定する委託契約を書面により行っていないものがあった。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令及び同法施行規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

### (2) 長寿包括ケア課

社会福祉法人前橋市社会福祉協議会への指定管理者に係る事務に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

### (3) 公の施設の指定管理者：セントラルグループ共同企業体（要望事項2件）

#### ア 財産管理事務について（要望事項）

##### (ア) 施設の安全管理について

ジョブセンターまえばしの3階多目的ホールでは、南面天井部の梁と壁の接続部分で壁材の一部が剥離し落下していたため、指定管理者が落下範囲にバリケードを設置し利用者の立ち入り禁止措置を講じるとともに、市所管課を通じて工事業者への補修手続を進めているが、西面天井部にも南面と同様に近い状況が見受けられたため、工事業者による点検確認が必要である。

また、1階の階段と倉庫周辺において、足元に危険がある箇所は利用者等に注意を促すテープを貼付してあるが、天井部分が低く、頭上危険なところがある

ため、足元と同様に注意を促す対策が必要である。

公の施設の管理に関する基本協定書第3条第2項では、指定管理者は市民が安心して施設を利用できるよう施設の管理を行うこととされているため、市所管課と協議を行い、施設の安全対策をより適切に行うよう検討されたい。

(イ) 個人情報管理について

ジョブセンターまえばしの2階カウンセリングスペースは周囲を囲い、外部からの視線を遮断しているものの、完全な個室でないため、会話が外へ漏れている。個人情報をはじめとする相談内容の管理を適切に行うため、市所管課と協議を行い、カウンセリングスペースから会話が漏れない対策又は、聞き取りにくい対策を検討されたい。

(4) 産業政策課（要望事項2件）

ア 財産管理事務について（要望事項）

(7) 施設の安全管理について

ジョブセンターまえばしの3階多目的ホールでは、南面天井部の梁と壁の接続部分で壁材の一部が剥離し落下していたため、指定管理者が落下範囲にバリケードを設置し利用者の立ち入り禁止措置を講じるとともに、所管課において工事業者への補修手続を進めているが、西面天井部にも南面と同様に近い状況が見受けられたため、工事業者による点検確認が必要である。

また、1階の階段と倉庫周辺において、足元に危険がある箇所は利用者等に注意を促すテープを貼付してあるが、天井部分が低く、頭上危険なところがあるため、足元と同様に注意を促す対策が必要である。

公の施設の管理に関する基本協定書第3条第2項では、指定管理者は市民が安心して施設を利用できるよう施設の管理を行うこととされているため、所管課は指定管理者と協議を行い、施設の安全対策をより適切に行うよう検討されたい。

(イ) 個人情報管理について

ジョブセンターまえばしの2階カウンセリングスペースは周囲を囲い、外部からの視線を遮断しているものの、完全な個室でないため、会話が外へ漏れている。個人情報をはじめとする相談内容の管理を適切に行うため、指定管理者と協議を行い、カウンセリングスペースから会話が漏れない対策又は、聞き取りにくい対策を検討されたい。